

「ひろしまの企業情報」掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の企業が有する高度な技術や製品の情報を紹介することにより、販路開拓や技術交流等を支援することを目的に、本市が整備したホームページ「ひろしまの企業情報」に、企業の情報を掲載することに関する、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業情報 会社概要、会社PR、主要製品、主要取引先、保有技術、最も得意とする（アピールしたい）技術、今後取り組みたい事業分野と内容、及び今後取り組みたい技術のことをいう。
- (2) 掲載 ホームページに企業情報の電子データを登録し、インターネットに公開することをいう。
- (3) 掲載者 ホームページ「ひろしまの企業情報」に企業情報を掲載する企業のことをいう。
- (4) 所管課 ホームページ「ひろしまの企業情報」を所管する課のことをいう。

(掲載の申込み及び掲載する企業情報の決定)

第3条 掲載を希望する企業（以下「申込者」という。）は、市長が定める申込書等を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対して、資料等の提出を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申込みがあった場合は第5条の規定により掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容を通知しなければならない。
- 4 市長は、必要と認めるときは、掲載者に対して、隨時、追加資料等の提出を求めることができる。

(掲載の基本的な考え方)

第4条 掲載する企業情報は、本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報によるものでなければならない。

(掲載の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する企業情報は、掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (8) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるもの等その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

- (10) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が関与した企業に関するもの
 - (11) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者が関与した企業に関するもの
 - (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者が関与した企業に関するもの
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、掲載に適当でないと市長が認めるもの
- 2 掲載者の業種及び前項第13号の規定により掲載を行わない基準は、別に定める。

(掲載の募集)

第6条 市長は、申込者を募集する。

- 2 申込者の募集は、ホームページ「ひろしまの企業情報」への掲載、その他の方法により行う。

(掲載の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載期間中であっても、掲載者への催促その他何らの手続を要することなく、掲載の決定を取り消し、又は掲載した企業情報の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 掲載者が本市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - (2) 掲載者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
 - (3) 掲載者の倒産、破産等により企業情報を掲載する必要がなくなったとき。
 - (4) 掲載された企業情報が、第5条第1項に該当するとき。
 - (5) 本市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
 - (6) その他、市長が認めたとき。
- 2 前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、掲載者が損害を受けることがあっても、本市はその賠償の責めを負わない。

(掲載者の責任)

第8条 掲載者は、企業情報及び掲載者が指定したリンク先のホームページの内容その他企業情報に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 掲載者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 掲載者は、企業情報の掲載により第三者に損害を与えた場合は、掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 掲載者は、ホームページ「ひろしまの企業情報」への掲載の権利を譲渡してはならない。
- 5 掲載者は、掲載された企業情報を常に最新のものに更新するよう努めなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ホームページ「ひろしまの企業情報」への掲載について必要な事項は、所管課長が定める。